

愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針策定検討会議設置要綱

(目的)

第1条 愛知県犯罪被害者等支援条例第8条に規定する「支援に関する指針」策定に向けた検討を行うため、「愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針策定検討会議(以下「会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。
- 3 会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 座長は、会議を総括し、進行する。
- 5 座長が不在のとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 座長は、必要があると認められるときは、委員以外の者から意見を聴くことができる。

(会議)

第3条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議、検討等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議等の円滑な運営に著しい支障が生じたと認められ、座長が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合
- 2 会議等の傍聴方法については、別に定める。
- 3 会議の資料及び議事録については、原則公開とし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、愛知県防災安全局県民安全課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

別表

愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針策定検討会議 委員名簿(6名)

(敬称略・順不同)

区分	組織名・団体名	職名	氏名
学識経験者	中京大学心理学部心理学科	教授	かみや えいじ 神谷 栄治
学識経験者	名古屋大学大学院法学研究科	教授	みやき やすひろ 宮木 康博
学識経験者	愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科	教授	たがわ かよこ 田川 佳代子
弁護士	愛知県弁護士会犯罪被害者支援委員会	委員	いまえだ たかひさ 今枝 隆久
犯罪被害当事者団体	特定非営利活動法人犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす	代表	あおき さとこ 青木 聡子
民間支援団体	公益社団法人被害者サポートセンターあいち	理事	はせがわ けいこ 長谷川 桂子